

# 浸水対策事業PR動画制作業務委託に係る 簡易評価型プロポーザル実施説明書

## 1. 委託業務の名称

令和6年度 公総補委第1号 浸水対策事業PR動画制作業務委託

## 2. 業務の目的

「雨水を貯める地下貯留施設」や「雨水を河川に吐き出す雨水ポンプ場」は、豪雨時の浸水リスクを軽減するための重要な施設であるが、大部分が地下に存在し普段目にする事が無いため、市民の認知度は低い状況にある。

一方で、市としては浸水被害の軽減を図るため、市内各地で浸水対策事業を継続的に実施しており、琴平貯留施設等が完成している。現在は、市内最大規模の排水能力を有する寿町排水ポンプ場を整備している。

そこで、琴平貯留施設及び寿町排水ポンプ場等を対象とし、施設の紹介動画を作成・広報することにより、下水道事業における浸水対策事業の重要性に対する市民の理解を深めることを目的として実施する。

## 3. 業務内容

以下に記載する業務内容は、現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

### (1) 企画・構成

- ・過年度の浸水被害の概要、長岡市下水道課ホームページなど当市の浸水対策の取組等について紹介すること。
- ・対象施設は、琴平貯留施設と寿町排水ポンプ場とする。但し、浸水対策事業を効果的に説明するため、必要であれば、他施設も対象とする。
- ・対象施設の概要と浸水対策軽減効果を説明すること。
- ・長岡市が取組む浸水対策事業の紹介すること。
- ・撮影映像では表現が困難な内容や図解等については、アニメーション等を用いて分かりやすく表現すること。
- ・公開した動画の再生回数を市民の関心を持ってもらい、浸水対策事業の重要性が理解できるよう、制作段階で工夫する。
- ・一部ドローンを活用し、「雨水管→ポンプ場→放流先河川」といった「水の流れ」がわかるように構成する。

### (2) 撮影

企画・構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行うこと。なお、琴平貯留施設と寿町排水ポンプ場については必ず撮影するものとし、その他当市が撮影内容を指定する場合がある。

次の内容は、委託業務に含むものとする。

- ア 資料・素材の収集
  - イ 肖像権や著作権について必要な手続（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（インターネットでの公開、テレビ局等への提供・貸出を含む。）に当たり、肖像権等に係る新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）
  - ウ 出演者、協力者、撮影地への交渉・許可
    - ※必要に応じて当市が出演者等に協力依頼を行う。
  - エ 地下施設である対象施設での発電機や照明資材設置費用、使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担
- (3) 編集
- 撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行うこと。BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の侵害が発生しないよう配慮し、第三者が有する著作権を使用する場合には、必要な権利処理を行うこと。
- (4) 用途
- 本業務で制作した映像の用途は、主として次のとおりであるが、これ以外の用途にも使用する可能性があるため、制約や条件がなく無制限で上映可能とすること。
- ア 長岡市下水道課ホームページ等でYouTube等を活用し配信
  - イ 市政出前講座等における上映
  - ウ 自主防災会、町内会等の各種団体、企業等に研修用教材としてのDVDの貸出
- (5) 対象
- 概ね一般市民向けとするが、小学生高学年でもある程度理解ができるよう配慮（読み仮名の挿入、可能な限り専門用語を排除するなど）すること。
- (6) 再生時間
- 対象施設毎に5分程度の基本映像を制作するものとし、基本映像を基に30秒程度のダイジェスト版をあわせて制作すること。
- (7) 音声・字幕
- 映像のナレーション言語は日本語とし、字幕なしと字幕付き（日本語）を選択できるようにすること。
- (8) 規格
- アスペクト比は16：9とし、解像度はフルハイビジョン（1920×1080）以上とすること。
- (9) 成果品の納品
- ア DVDディスク 3枚
    - 一般的な家庭用プレーヤーで再生できるものとし、チャプターごとに再生できる仕様とすること。また、パソコンで再生、複製ができる仕様とすること。
  - イ インターネット配信用データ 1式
    - 基本映像、ダイジェスト版、チャプター単位の映像データを格納したもの。データ形式については、mp4を基本とするが、用途に応じて圧縮や他のデータ形式に変換して納品すること。
- (10) 著作権の取扱い
- ア 成果物である映像に付帯する著作権については、報道機関等が著作権を保有する災害

映像等で著作権者の許諾が得られないものを除き、当市に帰属するものとする。

イ 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理は、受託事業者の責任及び費用負担で適正に行うものとする。

(11) 打合せ

受託事業者は、当市の求めに応じて、随時、打合せを行うものとし、打合せの場所は、原則として、長岡市下水道課とする。

(12) その他

ア 受託事業者は、撮影、アニメーション作成、編集等の制作を伴う実作業に当たっては、当市と綿密に打合せを行うものとする。

イ 映像の制作段階で、随時、制作中の映像の試写を行い、当市の確認を得た上で制作すること。試写後、修正が必要な箇所を当市に確認し、映像等を修正すること。

ウ デジタル技術等の導入による新しい価値の創造や業務の効率化など、行政DXの視点に配慮すること。

エ 納期について

成果品	納期
インターネット配信用データ	令和6年8月30日（金曜日）
DVDディスク	令和6年9月20日（金曜日）

#### 4. 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

(1) 新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者であること又は新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者と同程度の連絡及び協力体制を確保できると認められる事業者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(4) 本件プロポーザルに係る公告の日以後に、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 本件プロポーザルに係る公告の日以後に、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(8) 概ね過去5年以内に、本件業務の内容と同種の業務又は類似の業務を受注した実績を有する者であること。

## 5. 委託期間

令和6年6月中旬（予定）から令和6年9月20日まで

## 6. 委託料

2,000,000円（税込）以内とする。

※示した委託料の額は予算額であり、予定価格ではない。

## 7. 受託事業者選考等

本業務について、簡易評価型プロポーザル方式により最優秀者を選考し、当該者と本業務の委託に係る随意契約の締結について協議する。

## 8. 提案書の作成及び記載上の留意事項

### (1) 提案書作成上の基本的事項

本説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは、「浸水対策事業PR動画制作業務委託」における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部の作成及び提出を求めるものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ、当市と協議しながら行うものとする。

### (2) 提案書に記載する事項

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

#### ア 業務の実施体制に関する事項（様式任意）

本業務への実施体制、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制

#### イ 本業務の担当予定者の経歴（様式任意）

本業務を担当する担当者の氏名、役職、経歴等を記載すること。担当予定者が複数である場合は、主担当者を明示すること。

#### ウ 過去2年間における映像制作実績（任意様式）

#### エ 会社のアピールポイント（様式任意）

本業務を遂行する上でのアピールポイントについて記載すること。

#### オ 取組方針と実施手法（様式任意）

「2. 業務の目的」、「3. 業務内容」を踏まえた上で、現時点の取組方針や実施手法を提案すること。また、制作する動画のイメージが分かるよう、写真等を用い、分かりやすく提案書に盛り込むこと。（デモCMの作成も可）

#### カ 業務スケジュール（様式任意）

本業務のスケジュールについて記載すること。

#### キ 費用見積もり（様式任意）

事業費見積額の算出根拠として、具体的に内容と経費（千円単位）を明示すること。

### (3) 提案書の書式

ア A4判横書きとする。用紙の使用は縦・横を問わないが、文字の大きさは11ポイント

ト以上とする。モノクロ、カラーは問わない。

イ 提案書には、提案者を特定することができる表記（具体的な社名等）を記載してはならない。

ウ 片面印刷とし、左上1箇所ホチキス止めとする。

#### (4) 関係資料について

提案書の作成に当たり、必要と思われる関係資料の取扱いについては、次のとおりとする。また、当市の他の計画、他機関の計画等ここで記載する資料以外に必要なものについては、提案者において適宜取得等すること。

ア 長岡市下水道課 HP

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate05/gesui/index.html>

イ 東新町地区下水道浸水被害軽減総合計画

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate05/gesui/flood-aramachi.html#02>

ウ パンフレット（参考資料1～4）

- ・琴平貯留施設整備事業
- ・寿町排水ポンプ場整備事業

## 9. 書類の提出方法、提出先及び提出期限

### (1) 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出種類 ・簡易評価型プロポーザル参加表明書（様式1）  
・誓約書（様式2）

※本市の入札参加資格名簿に登録済の者は様式2の提出は不要。

イ 提出方法 郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、FAX又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。また、FAX及び電子メールの場合は、着信を必ず確認すること。

ウ 提出先 長岡市土木部下水道課  
住所 〒940-0062 長岡市大手通2丁目2番地6  
ながおか市民センター3階  
電話 0258-39-2235（直通）  
FAX 0258-39-2266  
Email gesui@city.nagaoka.lg.jp

エ 提出期限 令和6年5月22日（水曜日）午後5時まで

### (2) 提案書の提出

ア 提出方法 7部を郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）

イ 体裁 ・様式4  
・提案書（様式任意）  
提案書の表紙として、様式4を提出すること。（様式4と提案書はホチキス止めをしない。）

- ウ 提出先 長岡市土木部下水道課（参加表明書提出先に同じ）  
エ 提出期限 令和6年6月3日（月曜日）午後5時まで【必着】

#### 10. 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式3）により、電子メール（着信を確認すること）で提出すること。また、件名は「プロポーザル質問書（企業名）」とする。電話又はFAXによる質問は一切受け付けない。

ア 質問の受付及び回答課

長岡市土木部下水道課

Email : gesui@city.nagaoka.lg.jp

イ 質問の受付期間 令和6年5月22日（水曜日）午後3時まで

(2) 寄せられた全ての質問とそれに対する回答は、参加表明書を提出した全員に令和6年5月27日（月曜日）までに電子メールで回答する。

#### 11. プレゼンテーション

(1) 期日

令和6年6月7日（金曜日）から11日（火曜日）午後5時の間に実施する予定  
（詳細は参加予定者に別途通知する。）

(2) 会場

長岡市大手通2丁目2番地6 ながおか市民センター内を予定

(3) 留意事項

ア 参加者は3名までとし、説明者は選考された場合に本業務を担当する者とする。

イ プレゼンテーションの所要時間は、準備・片付け各5分間、20分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を10分間行うものとする。

ウ プレゼンテーション会場にはスクリーン、プロジェクター（RGB対応）が備え付けてあるため、スクリーンを使用したプレゼンテーションをすることができる。ただし、パソコンや電源ケーブルはないため、各参加事業者で用意すること。

エ 実施方法については、参加表明書の提出による参加者確定後、決定及び通知する。

#### 12. 最優秀者の選定

別紙「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」のとおりとする。

#### 13. 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に電子メールで通知する。不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

#### 14. 留意事項

(1) 本件プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とすること。

(2) 9(2)で定めるところにより提出された提案書は、返却しないこと。

また、提出後の提案書の内容変更は、原則として認めないこと。

(3) 9(2)で定めるところにより提出された提案書の内容に係る著作権法（昭和45年法律第48号）で定める著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとする。

また、当該提案書を提出した事業者については、当該提案書につき長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）で定めるところにより情報公開請求があった場合において、同条例で定めるところにより市長が当該提案書を公開しようとするときは、著作権法第18条第1項に規定する公表権を行使しないことあらかじめ同意したものとみなす。

担 当：長岡市土木部下水道課  
住 所：〒940-0062 長岡市大手通2丁目2番地6  
ながおか市民センター3階  
電 話：0258-39-2235 F A X：0258-39-2266  
Email：gesui@city.nagaoka.lg.jp

《位置図》



～ 雨を貯める大きな地下神殿 ～  
**琴平貯留施設整備事業**



お問い合わせ

長岡市土木部下水道課

〒940-0062 長岡市大手通2丁目2番地6

ながおか市民センター3階

TEL : 0258-39-2235

FAX : 0258-39-2266

Mail : gesui@city.nagaoka.lg.jp

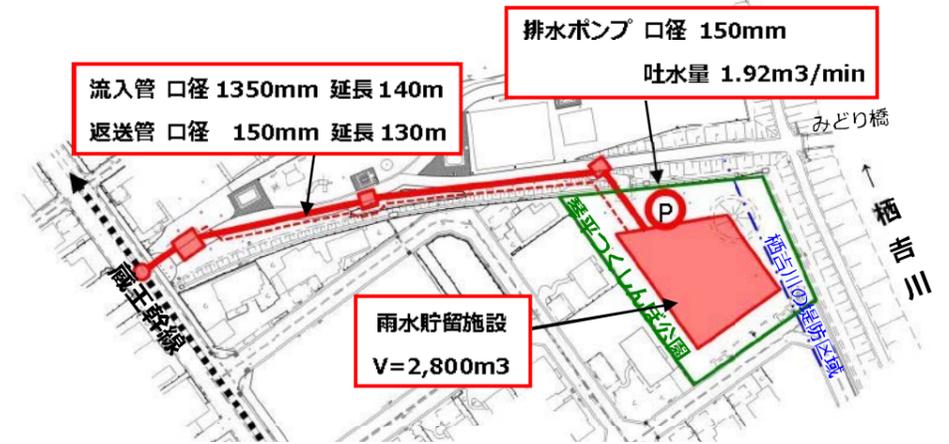
## 事業概要

- <<整備する施設>> 琴平貯留施設 貯留量 2,800m<sup>3</sup> (25mプール約8杯)  
 流入管 口径 1,350mm 延長 140m  
 返送管 口径 150mm 延長 130m  
 排水ポンプ 口径 150mm 吐水量 1.92m<sup>3</sup>/min  
 <<事業期間>> 平成28年度から令和元年度まで  
 <<総事業費>> 約4億円



完成イメージ

## <<平面図>>



## <<貯留施設内>>



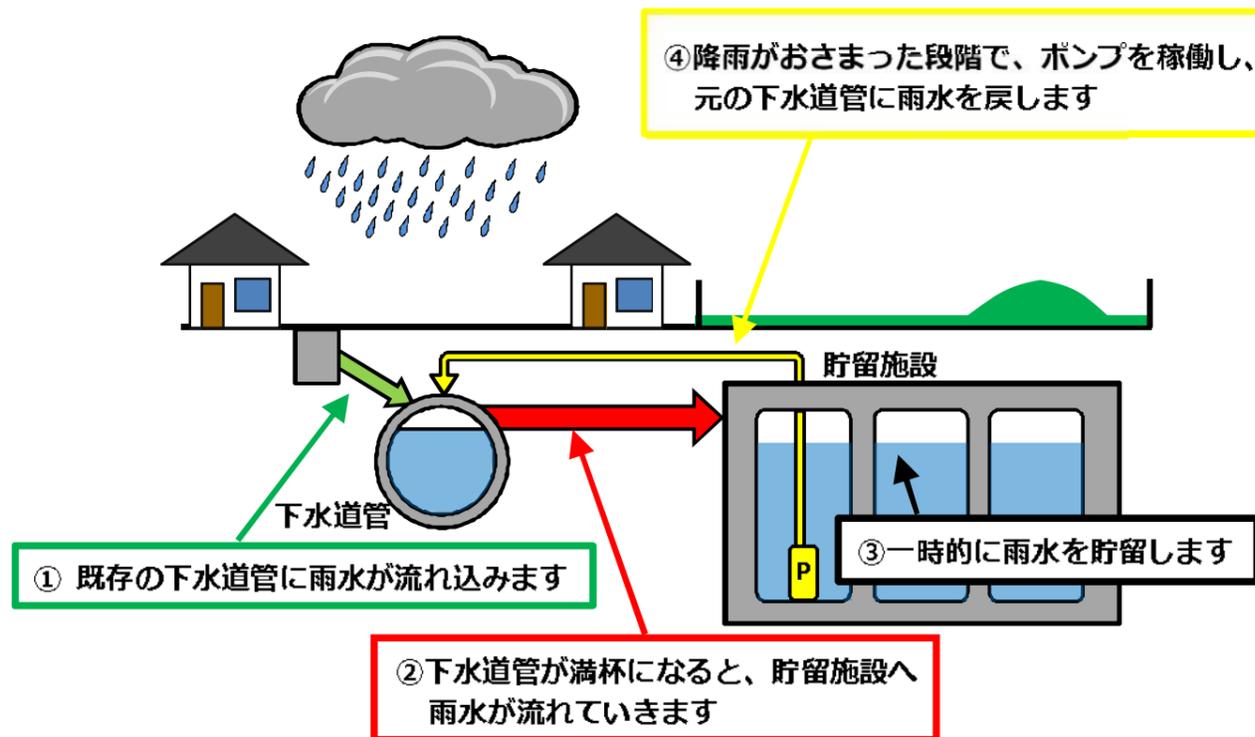
## <<施工現場を彩った作品>>



## 貯留施設の仕組み

豪雨により、既存の下水道管で流しきれない雨水を貯留施設へ一時的に溜め込み、  
 雨がおさまった後にポンプでゆっくりと下水道管に戻します。

## <<貯留施設しくみイメージ>>



# 寿町排水ポンプ場整備事業

施設の概要	
名称	寿町排水ポンプ場
所在地	寿3丁目1367番地
敷地面積	1,664.19㎡
区域名	蔵王処理分区
区域面積	237.7ヘクタール
放流先	信濃川
計画目標	7年確率（降雨強度42mm/hr）
排水量	9㎡/秒
場内主要施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階 延べ面積1,350.96㎡</li> <li>○機械設備 雨水ポンプ（立軸斜流ポンプ φ1,000mm 3㎡/秒） 3台 自動除塵機（幅2,500mm、深さ7,230mm、目幅50mm） 3台 主流入ゲート（幅2,700mm、高さ1,900mm） 1門</li> <li>○電気設備 受変電設備（7,200V、1回線受電） 一式 自家発電設備（3φ3W210V、300KVA） 一式 監視制御設備 一式 運転操作設備 一式 計装設備 一式</li> </ul>
放流管渠 樋外水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放流管渠 強化プラスチック複合管 φ1,800mm×2条管 L=約210m</li> <li>○樋門 ボックスカルバート（2,200mm×2,200mm） L=40m ステンレス鋼製ローラーゲート（電動ラック式） 1門 L=約230m</li> <li>○堤外水路（連節ブロック）</li> </ul>



## お問い合わせ

### 長岡市土木部下水道課

〒940-0062 長岡市大手通2丁目2番地6  
ながおか市民センター3階

TEL : 0258-39-2235

FAX : 0258-39-2266

E-MAIL : gesui@city.nagaoka.lg.jp



長岡市デザインマンホール蓋

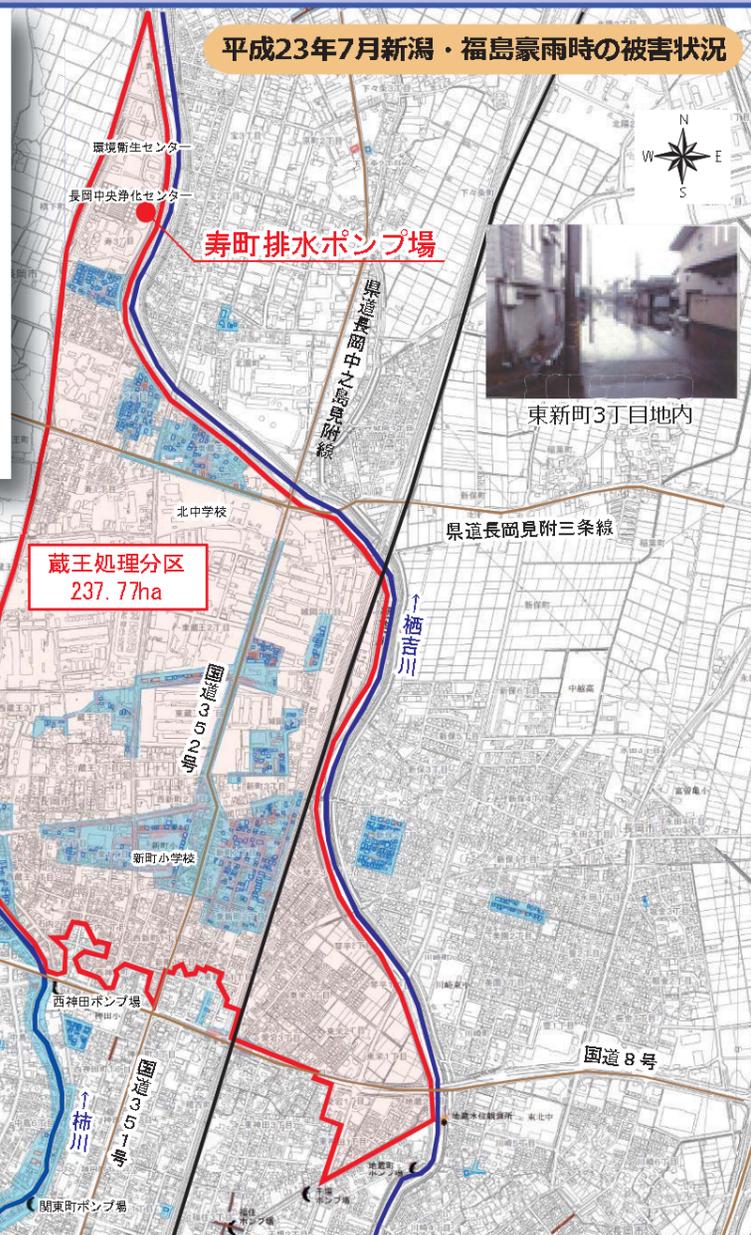


事業概要

蔵王処理分区は、国道8号長岡バイパス以北の栖吉川左岸区域に位置する排水面積約238haの合流区域です。本区域内の下水は、区域を縦断する蔵王幹線を流下し、汚水分を長岡中央浄化センターへ分水したのち、雨水を一級河川栖吉川へ排水しています。

しかし、近年多発する豪雨の際には河川の水位上昇等の影響により蔵王幹線内の雨水が滞留し、区域内ではたびたび浸水被害が発生しています。

このことから、市では、本区域の浸水被害の軽減を図るため、『寿町排水ポンプ場』を整備します。



平成23年7月新潟・福島豪雨時の被害状況

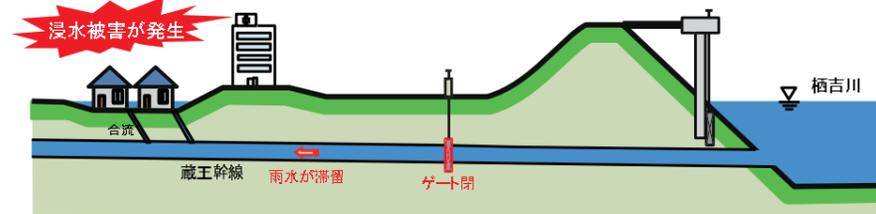


東新町3丁目地内

イメージ図

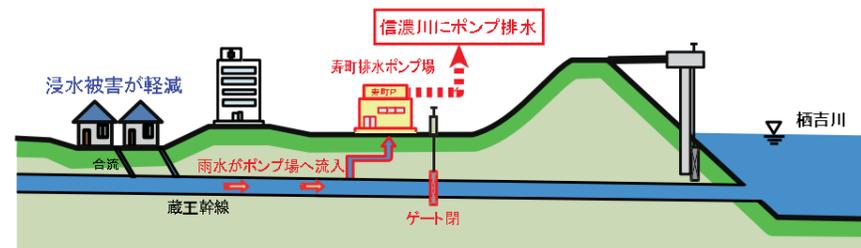
【現状】

栖吉川の水位上昇により下水道管内の水が滞留し、地盤高の低い場所で浸水被害が発生



【整備後】

これまで、下水道管に滞留していた水をポンプ場で汲み上げ排水することで浸水被害が軽減



整備概要

- 名称：寿町排水ポンプ場
- 場所：寿3丁目地内
- 事業期間：令和2年度から令和5年度
- 事業費：約40億円
- 計画排水量：9 m<sup>3</sup>/s (25mプールの水を40秒で排水)

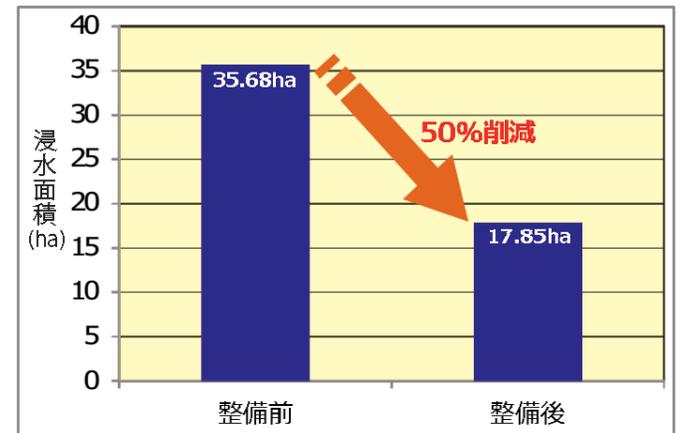
信濃川



整備のポイント

- 整備前と比較して、浸水エリアが**50%削減**  
(計画降雨42mm/hによるシミュレーション)
- 信濃川への排水により**安定した内水排除**が可能
- 市内最大の排水能力 (9m<sup>3</sup>/s)  
~参考~  
(川西) 千秋が原ポンプ場：8.3m<sup>3</sup>/s  
(川東) 西神田ポンプ場：5.8m<sup>3</sup>/s

計画降雨に対する事業効果



スケジュール

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ポンプ場本体工事	土木	[Red bar spanning R2 to R5]			
	建築		[Red bar spanning R3 to R5]		
	機械・電気設備		[Red bar spanning R3 to R5]		
樋管・堤外水路工事	(樋管は国施工)		[Red bar spanning R3 to R4]		

※関係機関との協議等により変更になる可能性があります。